

<参考1>我が国独自の対北朝鮮措置について（平成28年2月10日発表）

我が国は、北朝鮮に対し、累次にわたり、関連の国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行動を行わないよう繰り返し強く求めてきた。また、拉致問題についても、安倍政権の最重要課題として、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を求めてきたが、いまだ解決に至っていない。

このような中、今回、北朝鮮が国際社会の制止を無視して4回目の核実験を行い、その後さらに弾道ミサイルの発射を強行したことは、我が国の安全に対する直接的かつ重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できない。

我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するために何が最も有効な手段かという観点から真剣に検討してきた結果、以下の独自措置を実施することを決定した。

第一に、人的往来の規制措置を実施する。具体的には、以下の措置を実施する。

- (1) 北朝鮮籍者の入国の原則禁止
- (2) 在日北朝鮮当局職員及び当該職員が行う当局職員としての活動を補佐する立場にある者の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止（対象者を従来より拡大）
- (3) 我が国から北朝鮮への渡航自粛要請
- (4) 我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合わせ
- (5) 北朝鮮籍船舶の乗員等の上陸の原則禁止
- (6) 「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し刑の確定した外国人船員の上陸」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国」の原則禁止
- (7) 在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国の禁止

第二に、北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出届出の下限金額を100万円超から10万円超に引き下げるとともに、人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮向けの支払を原則禁止する。

第三に、人道目的の船舶を含む全ての北朝鮮籍船舶の入港を禁止するとともに、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港を禁止する。

第四に、資産凍結の対象となる関連団体・個人を拡大する。

我が国としては、「対話と圧力」、「行動対行動」という一貫した方針の下、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けた北朝鮮の前向きな動きを強く求める。我が国としては、最重要課題である拉致問題の解決に向けた対話を継続し、ストックホルム合意に基づき、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく所存である。

<参考2>外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について（平成28年2月19日閣議了解）

平成28年1月6日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年2月7日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと等を踏まえ、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条に基づき、次に掲げるものを除き、北朝鮮に住所等を有する個人等に対する支払を許可制とすることにより禁止する。

- 1 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がする国際電気通信役務に係る精算料金に係る支払
- 2 万国郵便連合憲章に規定する指定された事業体間で決済する、万国郵便条約に規定する補償金に係る支払
- 3 厚生労働大臣がする労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付に係る支払、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく給付に係る支払、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく保険給付に係る支払その他これらに類する給付に係る支払
- 4 北朝鮮に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払
- 5 北朝鮮に住む親族等が行う食糧、衣料、医薬品を中心とする物資の購入や、これらの者が医療サービスを受けるための支払その他人道上の理由により特に必要と認められるこれらの者への支払（10万円相当額以下のものに限る。）

<参考3>「国際連合安全保障理事会決議第2270号」

外務省告示第67号（平成28年3月1日）（抄）

10. 決議第千七百十八号（二千六年）8（d）（※）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰ及びⅡに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）にも適用されることを決定する。

13. 加盟国が、北朝鮮の外交官、政府の代表又は北朝鮮政府の立場で行動するその他の北朝鮮国民が、指定された個人若しくは団体又は制裁回避を支援し若しくは決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）若しくはこの決議の規定に違反する個人若しくは団体の代理として又はそれらの指示により行動していると決定する場合には、当該加盟国は、適用可能な国内法及び国際法に従い、北朝鮮への送還を目的としてその個人を自国から追放することを決定するとともに（ただし、この規定は、国際連合の業務を実施するために北朝鮮政府代表者が国際連合本部又は他の国際連合の施設に移動することを妨げるものではない。）、この規定は、（a）司法手続の実施のためにその個人の存在が必要な場合、（b）専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要な場合、又は（c）その個人の退去が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合には、特定の個人には適用されないことを決定する。

14. 加盟国は、自国の国民でない個人が、指定された個人若しくは団体の代理として若しくはそれらの指示により活動を行っている、又は制裁回避を支援し若しくは決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議の規定に違反していると決定する場合には、司法手続の実施のため若しくは専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要な場合又はその個人の追放が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合を除き、適用可能な国内法及び国際法に従い、国籍国への送還を目的としてその個人を自国から追放することを決定する（ただし、この規定は、国際連合の業務を実施するために北朝鮮政府代表者が国際連合本部又は他の国際連合の施設に移動することを妨げるものではない。）。

15. 決議第千七百十八号（二千六年）8（d）並びに第二千九十四号（二千十三年）8及び11の規定により課される義務を履行する結果として、全ての加盟国が、指定された団体の代表事務所を閉鎖し、そのような団体及びそのために、又は代理として行動する個人又は団体が直接的又は間接的に合弁企業又はその他のいかなる商業取決めにも参加することを禁止することを強調するとともに、そのような事務所の代表者が北朝鮮国民である場合には、各国は、決議第二千九十四号（二千十三年）10の規定に従って、適用可能な国内法及び国際法に従い、北朝鮮への送還を目的としてその個人を自国から追放することが必要とされることを強調する。

32. 決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定により課された資産凍結は、北朝鮮政府の機関若しくは朝鮮労働党、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体により、直接的若しくは間接的に所有され若しくは管理される北朝鮮外にある全ての資金その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二

千十三年)、第二千九十四号(二千十三年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動に関連していると国が決定するものに適用されることを決定し、さらに、北朝鮮を除く全ての国が、自国民又は自国の領域内の個人若しくは団体により、資金、その他の金融資産及び経済資源が、そのような個人若しくは団体、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、若しくはそれらにより所有され若しくは管理される団体に対し、又はそれらの利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定するとともに、これらの措置は、国際連合及びその専門機関及び関連機関への北朝鮮使節団、又は北朝鮮の他の外交及び領事使節団の活動を実施するために必要とされる資金、その他の金融資産及び経済資源、並びに委員会が、人道支援の輸送、非核化又はこの決議の目的に適合するその他の全ての目的のために必要とされると個別の案件に応じて事前に決定した資金、その他の金融資産及び経済資源に関しては適用されないことを決定する。

(※) 国際連合安全保障理事会決議第1718号8(d)

(d) すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している(その他の不正な手段を通じたものも含む。)として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。